

様式第13号（第14条関係）

## 事業に関する協定書

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（令和元年条例第22号）に基づき、  
上田市（以下「甲」という。）と 事業者  
（以下「乙」という。）との間において、乙が施行する（以下  
「当該事業」という。）の実施にあたり、次のとおり協定を締結する。

第1条 乙が施行する当該事業の事業区域の所在地及び事業の規模は次のとおりとする。

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 事業区域の所在地 | 上田市   |
| (2) 事業の規模    | 事業区域面積                      m <sup>2</sup> 発電出力                      kW |
| (3) 目的       | 太陽光発電設備の設置  |

第2条 乙が行う当該事業の設計及び施行については、上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例に規定する届出の技術的取扱要領の基準によるものとする。

第3条 乙は、当該事業の実施にあたり、上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例、同条例施行規則（令和元年規則第24号）、及び上田市景観条例（平成24年条例第40号）、同条例施行規則（平成24年規則第34号）の内容を遵守するものとする。

第4条 乙は、                      年                      月                      日付で甲に提出した確約書の内容を遵守するものとする。

第5条 乙は、当該事業区域内からの排水については、下流域に汚濁や災害等を及ぼすことのないよう適正な維持管理に努めるものとする。

第6条 乙が当該事業区域内及び既存道路等関連する区域で、工事完了後、乙の工事施行が原因で当該事業による工作物及び公共施設の破損、災害等が発生した場合は、乙の責任とし、速やかに甲に報告するものとする。

第7条 前条の破損、災害等の復旧に要する経費は乙の負担とし、甲の技術指導を受け、発生後速やかに復旧するものとする。

第8条 乙の当該事業に関連する区域での工事中及び工事完了後において、周辺住民の良好な環境や安全を阻害することのないように、乙の責任と負担において、必要な措置を講ずるものとする。

第9条 乙の都合により、当該事業に伴い築造された太陽光発電設備及びその他の附帯施設等の所有者又は土地の所有者が変更になる場合は、乙は変更後の所有者に本協定書の内容を十分に説明し、承継するものとする。

第10条 乙は、固定価格買取期間終了後においても、引き続き適正な維持管理を行うものとする。

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙両方で協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 上田市大手一丁目11番16号  
上田市

上記代表者 上田市長

印

乙 (住所)

(氏名)

印

※ 確約書写し添付